議事日程第５号

令和８年９月２８日（月）

第１　議案上程（議案第８４号から第９６号まで）

委員長報告（総務、教育厚生、予算特別、決算特別）

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第１は議事日程に同じ

第２　議案上程（議案第９７号及び第９８号）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第３　議員派遣の件

出席議員（１６人）

１番　夏井博子	２番　船木一人	３番　小野肇
４番　吉田洋平	５番　進藤優子	６番　佐々木克広
７番　蓬田司	８番　安田健次郎	９番　佐藤誠
１０番　畠山富勝	１１番　猿田真	１２番　鈴木元章
１３番　太田穣	１４番　古仲清尚	１５番　船木正博
１６番　三浦利通		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	原田徹
副事務局長	濱野美紀子
局長補佐	三浦洋平
主席主査	中川祐司

地方自治法第１２１条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	杉本一也	市民福祉部長	畠山隆之
観光文化スポーツ部長	三浦大成	産業建設部長	鈴木健
企業局長	湊智志	企画政策課長	夏井大助
総務課長	平塚敦子	危機管理課長	佐藤誠
財政課長	沼田弘史	福祉課長	北嶋三世
生活環境課長	高桑淳	観光課長	村井千鶴子
農林水産課長	竹内弘和	病院事務局長	天野秀一
会計管理者	佐藤静代	教育総務課長	湊留美子
こども未来課長	伊藤昌人	選管事務局長	（総務課長併任）
監査事務局長	佐藤一明	農委事務局長	濱野勇幸
企業局管理課長	（企業局長併任）	ガス上下水道課長	斉藤清彦

午後　２時２０分　開　　議

○議長（三浦利通）　これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、市長より発言の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長　菅原広二　登壇】

○市長（菅原広二）　本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りしまして、船越地区の風力発電所における事故発生後の対応状況について申し上げます。

本年４月１２日のブレード折損事故を受け、発電事業者である株式会社風の王国・男鹿では、外部の専門家を交えた事故調査委員会をこれまで１４回にわたり開催し、事故原因の究明調査と再発防止策の検討を進めてきておりましたが、先週２５日に開催された国の審議会において、事業者から、事故の原因及び再発防止策について最終報告がなされたところであります。

それによりますと、今回の事故については、事故発生のおよそ１か月前に避雷装置以外の箇所に落雷を受け、ブレード内部が損傷し、その後、損傷に気づかないまま長期間継続運転したことで損傷が拡大し、ブレードが破損したものとされています。

併せて、今回の破損原因となった落雷が、事業者が自動停止するよう設定していたほどの強さではなかったため、風車を停止し点検することは行わず、また、落雷後の月例点検においても風車を動かした状態で肉眼での目視確認であったことから、損傷を見落としたことも事故の要因として挙げられております。

調査結果を踏まえ、事業者においては、落雷があった際に風車が自動停止する数値を設定限界まで引き下げるとともに、落雷後や月例の点検に当たっては、風車を停止させた状態で望遠カメラやドローンを活用し、落雷の痕跡等を画像で確認するなどの再発防止策を講ずることとしており、こうした内容を含め、近日中に最終報告書を国に提出し、受理された後、現在停止中の４基の再稼働に向けた準備を順次進めるとしております。

また、国においては、全国の発電事業者に対して、落雷検出の適切な数値の設定や雷による損傷を確認する定期点検方法等に関して再検討を行い、事業者自らが定める保安規程を見直すよう要請すると伺っております。

今回のブレード折損事故は、昨年の秋田市新屋浜の事故から１年もたたずに発生したものであり、人身被害等はなかったものの、地域社会に大きな衝撃を与えました。

市としましては、一連の調査により事故原因が明らかになり、事業者から具体的な改善策が示されたほか、国においても必要な対策が取られたことから、まずは一安心しているところであります。

今後同様の事故が発生しないよう、安全に関する技術基準の不断の見直しや緊急時の情報共有の徹底など、引き続き実効ある対策を国に求めてまいります。

以上であります。

○議長（三浦利通）　本日の議事は、議事日程第５号をもって進めます。

日程第１　議案第８４号から第９６号までを一括上程

○議長（三浦利通）　日程第１、議案第８４号から第９６号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。１３番太田穣委員長

【総務委員長　太田穣　登壇】

○総務委員長（太田穣）　総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第８９号男鹿市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

この地方自治法施行規則の改正は、国の地方分権改革の提案を受け、個人情報保護の観点から「認可地縁団体の告示における代表者等の住所記載を廃止する」という見直しが行われたものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第９０号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消防団を取り巻く社会環境の変化及び消防・防災体制の高度化を踏まえ、団員の定員の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としては、団員の定員を８２０人から６８５人に改めるものであります。

本案について、委員より、団員の確保が極めて困難になっている現状について、広域消防が進む中でも、時代の変化や市の状況に合わせた地域消防の改革が遅れていたのではないかとの質疑があり、当局から、これまで消防団の部や班の統合を段階的に進めてきたほか、消防資機材の計画的な更新を通じ、性能向上と現場対応能力の拡充に努めてきた。

今後は、消防団全体の定員を実態に即した形で適正化を図るとともに、持続可能な消防団の将来像や地域と行政が一体となって取り組む道筋を示す「消防団ビジョン」の策定を並行して進め、消防力のさらなる向上を図ってまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員より、消防には相応の費用がかかるが、より効率よく任務や役割を果たしていくという考えが必要ではないかとの質疑があり、当局から、消防体制の効率化を図るため、市内８３か所の消防器具置場について、消防団と協議しながら集約を推進し、集約によって生じる財源等を必要な資機材の更新費用へ活用するなど、地域の消防力の維持に万全を期してまいりたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第９１号男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

改正内容としては、令和６年の地方自治法改正により、地方税において導入されている地方税ポータルシステムを用いた公金収納の仕組みを、地方税以外の公金の収納についても活用できるよう規定が整備されており、この特定歳入等の収納に係る規定が地方自治法及び同法施行令に追加されたことから、条項ずれに対応するため、関係条文を整理するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第でありま

す。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通）　次に、教育厚生委員長の報告を求めます。１２番鈴木元章委員長

【教育厚生委員長　鈴木元章　登壇】

○教育厚生委員長（鈴木元章）　教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第９２号男鹿市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、個人番号カード等を利用して行う印鑑登録証明書の申請について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用も可能とするほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としては、市内在住の外国人が印鑑登録証明書を取得する際、印鑑登録証またはマイナンバーカードを使用するが、この２種類に加え、新たに「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」を利用に位置づけるものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第９３号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育・保育効果の向上を図るため、北浦保育園を船川こども園へ統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としては、両園の統合に伴い、本条例の第２条に関する別表第１から「男鹿市立北浦保育園」の項を削るものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通）　次に、予算特別委員長の報告を求めます。２番船木一人委員長

【予算特別委員長　船木一人　登壇】

○予算特別委員長（船木一人）　予算特別委員会に付託されました議案第９４号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第３号）についてから議案第９６号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第４号）についてまで、審査の経過と結果を御報告申し上げま

す。

本委員会は、去る９日に開会し、正副委員長互選の後、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第１点は複合交流施設整備事業についてであります。

一つとして、基本計画策定業務における委託料積算の根拠や考え方、金額の妥当性や発注方法をどう考えているのかについて。

二つとして、中核機能を図書館や屋内子ども広場などと想定しているが、多様な利用者の共存をどう考えているのかについて。

三つとして、施設の予定面積及び駐車可能台数はどのくらいか。また、駐車場の不安がある中で、男鹿駅前全体で駐車場の整備など再開発を考えているのかについて。

四つとして、施設のコンセプトとして、場所柄、海や港湾などに関連した建物を考えているのかについて。

五つとして、現在ある大型遊具に雪や雨の日でも使えるよう屋根をかけるなど、遊具と絡めた施設整備ができないのかについて。

六つとして、市全体の将来的なビジョンを分かりやすく示すことはできないか。また、市民や議員、そして市当局の人たちが共有できるようなビジョンを考える余地はないのかについて。

七つとして、施設整備における今後の財政見通しをどのように考えているのか。また、今後大きな起債を起こすような事業計画があるのかについて。

第２点は男鹿線全線開通１１０周年記念事業についてであります。

一つとして、男鹿線の利用が増えるよう市民に対して積極的に働きかけていく考えはあるのか。また、その必要性を市当局はどのように感じているのかについて。

二つとして、今後、大人向けに男鹿線を利用したツアーなどを定期的に開催する考えはないのかについて。

第３点として、観光施設整備事業について、なまはげ立像の耐用年数はどれくらいで、普段の確認などはどのようにしているのか。また、今後、中に登れるような、大きくて目立つものを造る考えはないかについて。

第４点として、特定利用空港・港湾について、市民への説明をする場が必要と考えるが、その考えはないのか。また、指定となった場合、イベントの開催や船川港の埋立てなどに影響はあるのかについて。

第５点として、生活保護受給者に対する就労支援について、働く人が売り手市場の中、生活保護受給者への就労の促し方についてどう考えているのかについて。

第６点として、人生１００年時代！生きる喜びサポート事業について、高齢者自立支援推進協議会において事業計画に賛同及び今後計画している事業者はどのくらいいるのか。また、事業継続についてどのような仕組みと計画を考えているのかについて。

第７点は男鹿みなと市民病院給食業務の債務負担行為についてであります。

一つとして、令和９年度から３年間の債務負担行為を設定しているが、その理由は何か。また、安定的な業務運営や経費面など、具体的にどのような効果を見込んでいるのかについて。

二つとして、現在の給食業務の年間契約数と、新規契約数ではどの程度増減する見込みなのか。また、事業選定では、価格だけではなく患者満足度などをどのような基準で評価するのかについてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお、詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも、全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対し質疑があり、第１点として、複合交流施設整備事業について、一つとして、市政懇談会等で市長から市民に説明し基本計画に臨むべきではないか。また、９月定例会で審議する理由は何か。

二つとして、男鹿駅周辺広場駐車場が有利だという理由を数値で表すことはできないのか。

三つとして、複合交流施設整備事業１，６００万円の妥当性について。

四つとして、男鹿市全域を含めた中で使える施設を有効に活用し、必要な機能を駅

前に整備する考えはあるのか。

第２点として、男鹿みなと市民病院事業会計補正予算について、一つとして、男鹿みなと市民病院への基準外繰入れは考えているのか。

二つとして、期間限定の特別利益について考えはあるのかなどの質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第９４号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第３号）についてから議案第９６号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第４号）についてまでは、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通）　次に、決算特別委員長の報告を求めます。５番進藤優子委員長

【決算特別委員長　進藤優子　登壇】

○決算特別委員長（進藤優子）　決算特別委員会に付託されました議案第８４号令和７年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第８５号から議案第８８号までの令和７年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る１１日に開会し、正副委員長互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明とともに、監査委員から決算審査における総括意見を受け、審査を行いました。

この際、その決算の概要については省略させていただき、質疑のありました主な点について御報告申し上げます。

第１点として、市民税について、令和６年度・７年度との比較において、１７．１パーセント増加している要因は何なのか。また、個人市民税が２２．３パーセントの増額、法人市民税が６．１パーセントの減額となっている要因について。

第２点として、市税の不納欠損について、固定資産税の不納欠損額約１，６２８万円が全体の約８割を占めているが、この状況をどのように分析しているのかについて。

第３点として、新たな生活交通の確保モデル事業について、乗合タクシーの実証では、実際の利用者は１６人で延べ利用者数は８８人となっているが、今後、市の交通

政策にどのようにつなげていくのかについて。

第４点として、自治体情報システム標準化・共通化事業などＤＸ等による効率化について、取組は計画的に進められ、思ったような結果が得られているのか、その評価について。また、効率化により実際の作業時間や労働時間がどれくらい削減されているのかについて。

第５点として、企業誘致対策事業について、施設整備費補助金が約３億１，７００万円となっているが、これにより新たに何人の雇用が生まれ、今後、地域経済にどのような効果が見込まれているのかについて。

第６点として、予算編成について、国では基本的には当初予算で、その１年間を賄うという考え方を打ち出しているが、本市においてどのような変化があるのか。また、金利上昇により市の負担が大きくなる中、今後の見通しをどう捉えているのか。さらに、消費税減税の可能性に対する考え方について。

第７点として、国民健康保険税について、基金等の状況を見れば被保険者１人当たり１万円の引下げが可能と思うが、当局はどのように考えているのか。また、子ども子育て支援金分を上乗せして徴収されている現状について、どのように認識しているのか。

第８点として、介護保険について、第１０期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に関して、在宅訪問や民生児童委員の在り方も含め、現段階でどのように対応していく考えなのか。また、今後の介護保険料の引下げなどを検討する考えはないのかなどの質疑があり、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第８４号令和７年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第８５号から議案第８８号までの令和７年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通）　これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。３番小野肇議員

【３番　小野肇議員　登壇】

○３番（小野肇議員）　令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第３号）について、反対の立場から討論をいたします。

本予算には、複合交流施設整備事業費１，６００万円が含まれております。

まず、５月２５日の議会全員協議会では、慎重に建設場所を検討するとのことでしたが、６月１１日の６月定例会初日における建設地表明までの２週間強で建設場所が決定したことについて、拙速であり、そのことについて大きな不信感を持ちました。

また、午前中の予算特別委員会での私からの問いに対して、市長答弁を聞いても、とても納得できるものではありません。

市民には、建設場所を男鹿駅前と説明しても、市長をはじめ市当局からの説明がなく、どのように決めたのかとお叱りを受けます。

議会は二元代表制でありますので、私ども市議も市民に対して本案件に関し十分な説明を行いますが、市当局からもしっかりと説明を尽くすことが重要だと考えます。そのことから、市当局からの市民の皆様に対しての説明は不足していると考えます。

今後予定されている市政報告会でしっかりと説明されてからでも遅くはないのではありませんか。民意こそが政の基本ではありませんか。

以上のことから、複合交流施設整備事業費１，６００万円が含まれた本予算は、民意が反映された予算とは言えず、将来に禍根を残すと考え、反対いたします。

良識ある他の議員の皆様からの賛同をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本予算を否決することで市民生活への影響を考えての賛成討論が行われると推察いたしますが、そもそも強硬に複合交流施設整備予算を上程する市当局にその責任があるわけで、市民生活を第一に考えるのであれば、この予算を上げるべきではありません。そのことを申し述べさせていただきます。

○議長（三浦利通）　次に、６番佐々木克広議員の発言を許します。６番佐々木議員

【６番　佐々木克広議員　登壇】

○６番（佐々木克広議員）　ただいまの令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第３号）

について、賛成の立場で討論いたします。

以前から老朽化が指摘されていた船川地区にある図書館の新設については、長年の課題であり念願でもあります。このほどの基本計画策定予算については、議会でも様々な議論がありましたが、まずは基本計画において具体化される形態・内容を基にして、議会においてさらなる議論・協議を進めていくためにも、迅速に予算化して対応すべきが妥当と考えます。

以上、賛成討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通）　次に、１１番猿田真議員の発言を許します。１１番猿田議員

【１１番　猿田真議員　登壇】

○１１番（猿田真議員）　私からは、令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第３号）、複合交流施設整備事業一般財源委託料１，６００万円、整備基本計画策定業務について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私は、本事業計画案については、現在とても賛成できるものではないと、妥当性についても疑うものであります。

理由は以下の点からです。

男鹿市のハザードマップについて、今年度も秋田県より新たに指定を受けた津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域を基にハザードマップの見直しを行っていると思います。これまで当局からは、複合交流施設は避難場所ではないとのこと、避難場所の確保や防災強化に取り組む旨の答弁はいただきましたが、計画予定地は基準水位が５メートルから１０メートル未満の区域で、２階の屋根以上が浸水する程度であることには変わりありません。

一般質問や総務委員会に引き続き、しつこいとは思われても繰り返し訴えさせていただきますが、そもそもハザードマップは一体何のために作られているのでしょうか。世界規模で起きている近年の気候変動による異常気象の影響は、日々新たなフェーズを更新し、これまであり得なかったような出来事が起きており、待ったなしの状況です。環境問題にもそれなりの関心を寄せておりますが、私が最も危惧しているのは、船川港の埋立地ゆえの海抜の低さにあります。

ちなみに、オガーレ周辺は海抜４メートルくらいだと認識しておりますが、地球温

暖化による海面上昇が懸念されているのは、現在、南極観測船「しらせ」が調査を実施している東南極における最大級の「トッテン氷河」という名前の氷河があるそうですが、その流域の氷が全て解けると世界では約４メートル以上の海面上昇が予測されると言われています。仮に私たちの世代でそのようなことが起きるとは、にわかに信じ難いですが、しかし、現にここ数年、国内外でもこれまで私たちの生涯において想定していなかったような自然災害が多発しております。

私は何もこのような環境問題について、皆様を驚かそうとかインテリぶった発言をしているわけではありません。

これまでも専門家がたびたび警鐘を鳴らしてきたと思いますが、どうも本案件を議論する中で、皆様の間でもまだ遠い先の時代のように話されたり、そんなこと言ったら男鹿のほとんどはどこも駄目じゃないかという声も確かに聞かれます。

しかしながら、大げさに聞こえるかもしれませんが、先人の暮らしの中に、例えば、神社、仏閣、お墓がある場所、学校、城跡、縄文遺跡などは、ほとんどが地域の高台に存在します。いわゆる昔の公共施設です。これは古い時代から津波や河川の氾濫、土砂災害等の危険から身の安全を守るために獲得した暮らしの知恵であると認識しておりますが、船川港の埋立地は男鹿市の歴史の中で高度経済成長期以降、時代の勢いに任せて築かれた、まだほんの僅かな歴史の浅いまちです。ですので、海の間近で懸念する津波のほかにも、今後は海面上昇や高潮、そして、これまでも何度かあった大雨・大雪による交通障害等の懸念も考えながら公共施設の建設計画を見定めなければいけません。

もちろん、これまで既に事業を行っている港湾事業者や御商売を目的として店舗や住宅を構えておられる皆様には、災害時の避難経路や、万が一被災した場合の支援を差し述べなければいけないと考えますが、私は後世に生きる世代の命の危険性や安全性を考えれば、今後、海が近く海抜の低いエリアへの公共施設の新設や推進は、絶対に望ましくないと考えており、もし当局が男鹿駅前にそのような計画を進めるのであれば、私は反対せざるを得ません。万が一があった場合、皆さんは果たしてその責務を負うことができるのでしょうか。私にはとてもじゃありませんが考えられません。当局やほかの議員の皆様、どうお考えなのでしょうか。

また、事業計画に納得できない理由はそれだけではありません。私が議員になって

間もない５月の頃、議会全員協議会で当局側から示された複合交流施設において、３か所の候補地が挙げられたかと思いますが、その後開かれた６月議会初日では、僅か２週間足らずで選定地を男鹿駅前に決めております。さすがに新人議員の立場である私自身から見ても、これは少し説明が足りなすぎると感じましたし、こうも早く建設地を決めてしまうのは、早すぎるのではないかと驚きました。

老朽化する図書館をどうするのか、初めに構想ができた頃から既に何年もたっていると聞いております。しかし、それから既に時は経過し、今後建設に至るまであと数年、完成後の５年後、１０年後、２０年後、その頃に男鹿市はどうなっているのでしょうか。

これまで当局側の答弁では、プロジェクトチーム等の議事録についても、課長や部長、副市長からの返答もばらばらで、メモ書き程度でしか伝えられないと言っておりましたし、計画されている見積りの内訳や具体的な数字の根拠が見えておらず、計画を急ぐ姿勢や感情的な理論ばかりに聞こえますが、これで果たして良識的な判断を議会や市民の皆様にしてくださいというには、不信感をあおるばかりで、あまりに時期尚早かつ判断材料の不足としか言わざるを得ません。

さらには、今後予定されている市政懇談会、我々総務委員会で予定されている行政視察など、判断材料がそろわない中で、今、議会における複合交流施設の整備基本計画策定業務の補正予算案については、反対を申すものであります。

これ以上議論を先送りすることによって経費が割り増しになることを気になさっているようであっても、いざ計画が進んでから話が頓挫したり、さらなる想定外の予算額増が必要となるよりは、しっかりとしたほかの選択肢も踏まえて計画の練り上げを優先するべきと考えます。過去の例として、今の男鹿みなと市民病院はどうなっているでしょうか。計画するときも様々な議論が交わされたと思いますが、現状はどうなっているでしょうか。きちんと後世のことまで考えていただきたいと思います。

もしこの計画が新設の施設でなく、場所の選定も船川に限らないものであるとすれば、引き続き議論を重ねて、よい市民サービスを提供するよう進めていただければと考えております。当局側が示す一方的なやりたいことをやる事業ではなく、今後の男鹿市における人口推移や利用頻度と利便性、周辺エリアとの連帯性、動線など、市民目線や意見をしっかりと加味した上で計画を進めていただきたいと思います。

以上、私からは反対意見として述べさせていただきますが、皆様の御賛同のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　討論なしと認めます。よって、討論は終結いたします。

次に、先ほど討論がございました議案第９４号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第３号）についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通）　起立多数であります。よって、議案第９４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８４号から第９３号まで並びに議案第９５号及び第９６号を一括して採決いたします。本１２件に対する各委員長の報告は可決及び認定であります。本１２件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、議案第８４号から第９３号まで並びに議案第９５号及び第９６号は、原案のとおり可決及び認定されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通）　次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第９７号及び第９８号が提出されました。この際、本２件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、本２件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第２　議案第９７号及び第９８号を一括上程

○議長（三浦利通）　日程第２、議案第９７号及び第９８号の人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長　菅原広二　登壇】

○市長（菅原広二）　ただいま議題となりました議案第９７号及び第９８号の人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本２件は、本市人権擁護委員の吉田諭氏と佐藤千代子氏が、本年１２月３１日をもって任期満了となることから、その後任として中田博道氏と薄田節子氏を推薦したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本２件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、本２件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第９７号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。中田博道氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、議案第９７号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第９８号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。薄田節子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、議案第９８号は、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（三浦利通）　次に、お諮りいたします。御配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第３　議員派遣の件

○議長（三浦利通）　日程第３、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６６条の規定により、御配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、御配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

○議長（三浦利通）　以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて９月定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後　３時０５分　閉　　会

会　議　録　署　名　議　員

議　　長　　三　浦　利　通

議　　員　　蓬　田　　司

議　　員　　安　田　健次郎